

報告第一号

令和七年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和七年十一月二十一日提出

大分県教育委員会教育長

山田雅文



財 第 288 号
令和7年11月17日

大分県教育委員会

教育長 山田 雅文 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 議案名
・大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について
- 2 議案提出県議会
令和7年第4回定例会

教委教会改第890号

令和7年11月18日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県教育委員会

教育長 山田 雅文

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和7年11月17日付け財第288号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

【教育財務課】

【1. 改正理由】

別府市大字鶴見の住居表示制度が実施されることに伴い、「大分県立学校の設置に関する条例」の一部を改正するもの。

(住居表示制度とは)

(１)町の境界を定め、(２)町並みに連続した番号を付け、その番号を(３)住居番号として各戸に付番することで、地番や通称よりも住所を分かりやすくする制度

【2. 改正内容】

大分県立学校の設置に関する条例 別表 特別支援学校の部

名 称	位 置	
	現行	改正案
大分県立別府支援学校	別府市大字鶴見四、二二四番地	別府市莊園町五六番六八号
大分県立別府支援学校鶴見校	別府市大字鶴見四、〇七五番地一二	別府市莊園町六六番八号
大分県立別府支援学校石垣原校	別府市大字鶴見四、〇五〇番地二九三	別府市莊園町七三番六六号

【3. 施行期日】

令和8年1月10日（別府市の住居表示の実施に係る改正）

